

桑名市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第26号

桑名市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

桑名市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成18年桑名市規則第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削り、「及び指定居宅介護支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第2条を次のように改める。

（指定通知書の標示）

第2条 法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第115条の12第1項及び法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

第3条から第5条までを削る。

第6条中「第2条から前条までの規定による指定、届出の受理又は」を「法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第115条の12第1項若しくは法第115条の22第1項の規定による申請に係る指定、法第78条の5、法第82条、法第115条の15若しくは法第115条の25の規定による届出の受理又は法第78条の12、法第115条の21若しくは法第115条の31において準用する法第70条の2第1項若しくは法第79条の2第1項に規定する」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) その他市長が適当と認める情報

第6条を第3条とする。

第7条中「及び法第115条の20」を「、法第115条の20及び法第115条の30」に、「及び法第115条の20各号」を「、法第115条の20各号及び法第115条の30各号」に改め、同条第2号中「及び指定居宅介護支援事業所」を「、指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所」に改め、同条第3号中「事業所」を「指定地域密着型サービス事業所、当該指定地域密着型介護予防サービス事業所、当該指定居宅介護支援事業所又は当該指定介護予防支援事業所」に改め、「及び住所」を削り、同条第4号中「指定、事業の廃止、指定の辞退、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止」を「指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、そ」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

第7条に次の1号を加える。

(7) その他市長が適当と認める情報

第7条を第4条とする。

第8条中「及び指定居宅介護支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改め、同条を第5条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（桑名市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の廃止）

2 桑名市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年桑名市規則第51号）は、廃止する。